

ワンデーレスポンス実施の手引き

令和6年4月

山梨県

県土整備部 技術管理課

第1編 目的

公共事業の発注者は、社会資本の整備にあたって社会経済情勢の動向や県民ニーズを的確に把握し明確化した上で実現する責任と、良好な社会資本を適正な費用で整備・維持し、適正な方法で調達する責任がある。

また、工事及び業務等の発注、施工（履行）、引渡しにあたり、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」及び「発注関係事務の運用に関する指針（運用指針）」の主旨に鑑み、働き方改革の推進、受発注者双方の取組による生産性向上、品質確保・信頼性の向上を目指すこととしている。

とりわけ、円滑な工事の施工、業務の履行及び適正な品質の確保を図るためには、関係者間で適切なコミュニケーションを確保し遅滞のない応答により、問題解決の迅速化を図ることが必要不可欠である。

ワンデーレスポンスは、監督員個々において実施していた「現場を待たせない」「速やかに回答する」という対応を、より組織的、システムのなものとし、工事及び業務の現場等において発生する諸問題に対し迅速な対応を実現するものである。

1 品質確保への取組強化

発注者の品質確保への取組強化として、工事及び業務の現場等において、発注段階では予見不可能であった諸問題が発生した場合、必要な対処について、発注者の意思決定に時間を費やす場合があるため、実働工期が短くなり工事及び業務等の品質が確保されないケースが発生していると指摘されている。そのため、発注者は「ワンデーレスポンス」の実施等、問題解決のための行動の迅速化を図る必要がある。

2 工事及び業務の効率化

公共事業の受発注者に課せられた使命は、「良いものを、早く、安全に、適正な価格で県民に提供すること」といえる。個々の工事及び業務の現場等において、受発注者それぞれにメリットがあり、かつ誰でも取り組むことができる共通目標のひとつに、「速やかに工事及び業務を完成させる」ことがあげられる。

安全と品質を確保した上で、受発注者が協力して適切な工程管理をおこなうことにより、速やかに工事及び業務を完成させ、早期に供用開始をおこなうことでメリットが発生する。

第2編 実施における対象工事及び業務の範囲

ワンデーレスポンスの取組を、全ての工事及び測量業務、地質調査業務、土木関係建設コンサルタント業務において実施する。

第3編 実施方法

基本は「即日対応」とする。

- 1) 受注者からの質問、協議等への回答は、「その日のうちに」指示、通知等を行うことを原則とする。
ワンデーレスポンスは、全て1日で回答しなければならないというのではなく、即日回答よりも回答内容の確実性を重視することとし、回答にあたっては、組織的に迅速に対応するものとする。
- 2) 即日回答が困難な場合は、受注者に優先順位や重要度、いつまでに回答が必要なのかなどを確認した上で、適切な時期に「回答期限」を設定し、連絡すること。
なお、確実な回答を行うこととし、協議打合せ簿を受理しないといったことがあってはならない。
- 3) 通知した「回答期限」を超過する場合は、明らかになった時点で速やかに受注者に新たな「回答期限」を連絡する。
- 4) 回答に重要な判断が必要となる場合は、事務所内の統一見解の確認や事業課に相談するなど、回答内容の確実性を重視する。この場合においても迅速さが求められることには変わらない。
- 5) ASP（情報共有システム）を活用するなどしてワンデーレスポンスの取組を推進し、受発注者間の協議や報告を適切かつ円滑に処理できるように努める。
- 6) ASP（情報共有システム）の活用その他、工事及び業務等の執行の効率化を図るため、受注者の意向を確認した上で、遠隔臨場やWEB会議等の活用について、積極的に取り組む。
- 7) 受注者からの的確な資料等により、早期に状況の報告を受けることが前提となるため、受注者に対しても「ワンデーレスポンス」の意義と目的を周知する。

第4編 実施における留意点

ワンデーレスポンスは基本的に、工事施工及び業務履行の中で発生する諸問題に対し迅速に対応し効率的な監督業務をおこなうための取組であり、工事及び業務等の監督及び検査の実施に関する取扱いや要領等を変更するものではない。

ただし、受注者にも現場の問題点、協議事項等の迅速な提出を求めるため、以下の1及び2に

ついて留意すること。

1 工事については、特記仕様書に次の文を記載すること。

(特記仕様書 記載例)

第〇条

1. この工事はワンデーレスポンス実施対象工事である。
 - 「ワンデーレスポンス」とは
受注者からの質問、協議等への回答は、基本的に「その日のうち」に指示、通知等を行うよう対応する。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」に通知することである。
2. 受注者は計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督員と協議を行うこと。
3. 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督員へ報告すること。
4. ワンデーレスポンスの実施にあたっては、山梨県ホームページに掲載しているワンデーレスポンス実施の手引き（令和6年4月）に基づき、取り組むものとする。
5. 効果・課題等を把握するため、アンケート等のフォローアップ調査を実施する場合があるため協力すること。

2 測量業務、地質調査業務及び土木関係建設コンサルタント業務については、共通仕様書の「第〇条 打合せ等」に明記された事項に留意すること。

(測量業務共通仕様書（案）より抜粋)

第112条 打合せ等

1. ~5. (略)
6. 監督員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」※に努める。
※ワンデーレスポンスとは、問合せ等に対して、1日あるいは適切な期限までに対応することをいう。なお、1日での対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることをいう。